

所管事項に関する資料

< 目 次 >

1	機 構 及 び 職 員 数	P1
2	事 務 分 掌	P2
3	所 管 事 務 の 現 況 等	P4
	(1) 都 市 経 営 室	(P4)
	(2) 長 崎 創 生 推 進 室	(P5)
	(3) 移 住 支 援 室	(P6)
	(4) 大 型 事 業 推 進 室	(P7)
	(5) 地 域 コ ミ ュ ニ テ ィ 推 進 室	(P8)
	(6) 市 民 協 働 推 進 室	(P9)
	(7) 財 政 課	(P10)
	(8) 世 界 遺 産 推 進 室	(P11)
4	長 崎 市 第 五 次 総 合 計 画 の 策 定 に つ い て	P12
5	な が さ き 移 住 ウ ェ ル カ ム プ ラ ザ に つ い て	P16

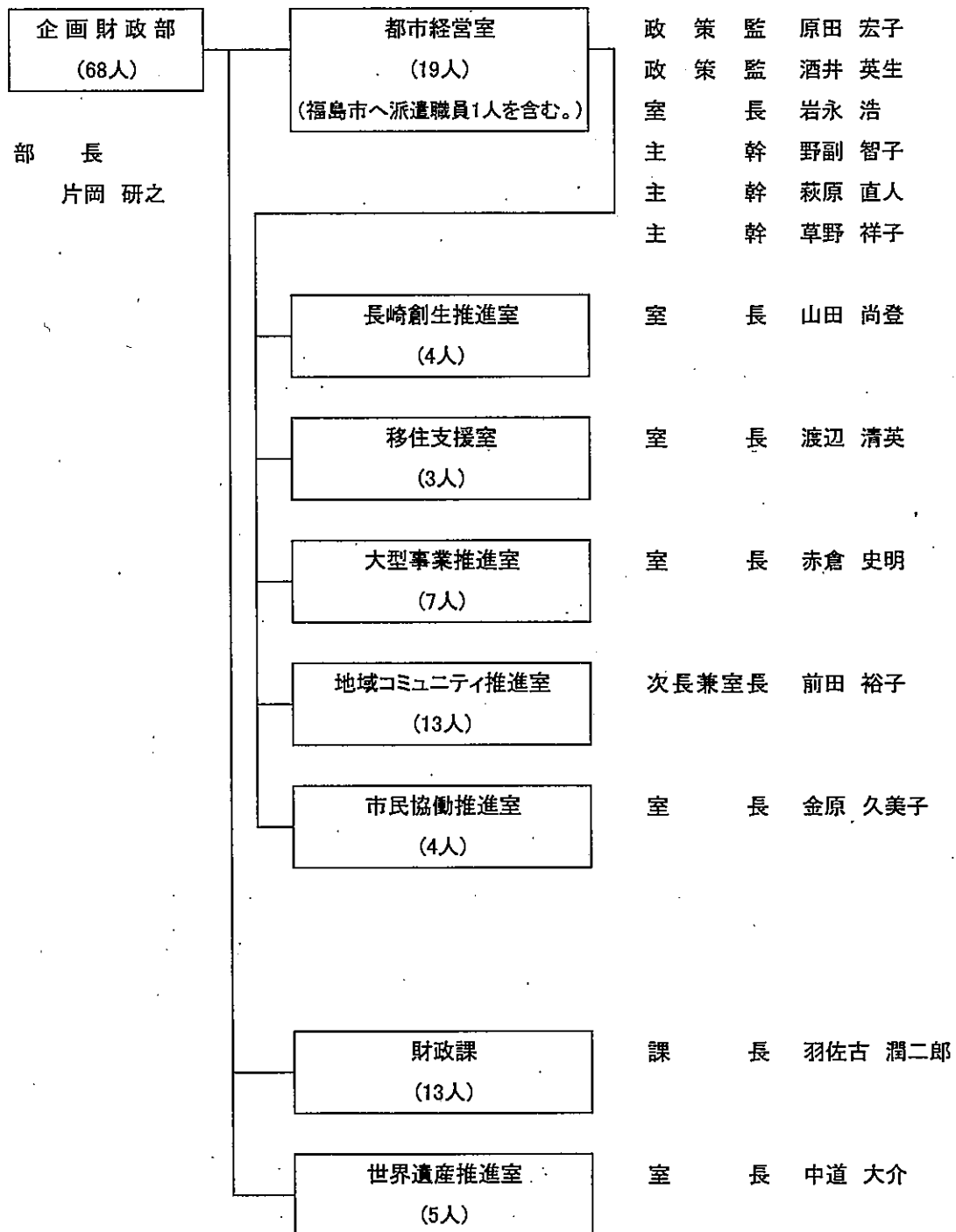
企画財政部

令和元年6月



1 機構及び職員数

企画財政部機構図 (H31.4.1現在)



2 事 務 分 掌

部	課・室	分掌事務
企画財政部	都市経営室	(1) 部の統括に関すること。 (2) 基本構想並びに長期計画その他行財政の総合的な計画、推進及び調整に関すること。 (3) 政策評価に関すること。 (4) 道州制に関すること。 (5) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の3第1項に規定する大綱に関すること。 (6) 総合教育会議に関すること。 (7) 都市経営会議及び都市経営執行会議に関すること。 (8) 地域振興計画等に関すること。 (9) 広域行政に関すること。 (10) 職場の活性化に関すること。 (11) 総合計画審議会に関すること。 (12) 長崎創生推進室、移住支援室、大型事業推進室、地域コミュニティ推進室及び市民協働推進室に係る庶務、予算の経理及び連絡調整に関すること。 (13) 部内事務の連絡調整に関すること。
	長崎創生推進室	(1) まち・ひと・しごと創生総合戦略の総合的な推進及び調整に関すること。 (2) まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会に関すること。
	移住支援室	(1) 移住支援に関すること。 (2) ながさき移住ウェルカムプラザとの連絡調整に関すること。
	大型事業推進室	(1) 市庁舎建設に関すること。 (2) 県庁舎跡地活用に関すること。
	地域コミュニティ推進室	(1) 地域コミュニティのしくみづくりの推進及び支援に関すること。 (2) 地域コミュニティに係る総合調整に関すること。 (3) 地域福祉の推進に関すること。 (4) 地域コミュニティ推進審議会に関すること。
	市民協働推進室	(1) 市民との協働の推進のための施策に係る総合的な企画及び調整に関すること。 (2) NPO、ボランティア等に関すること。 (3) 市民活動センターに関すること。 (4) 市民力推進委員会及び提案型協働事業等選定審査会に関すること。

部	課・室	分掌事務
企画財政部	財政課	(1) 財政計画に関すること。 (2) 予算の編成及び予算執行の総括管理に関すること。 (3) 市債に関すること。 (4) 地方交付税に関すること。 (5) 一時借入金に関すること。 (6) 地方財政状況調査及び公共施設状況調査に関すること。 (7) 決算に係る主要施策の成果説明書等に関すること。 (8) 財政公表に関すること。
	世界遺産推進室	(1) 世界遺産に関すること。

3 所管事務の現況等

(1) 都市経営室

事 項	内 容
1 総合的な企画の立案、推進及び調整	<p>総合的な計画及び整備を要する特定の事務で、特に重要なものを掌握する。</p> <p>(1) 総合的な企画の立案、推進及び調整 (2) 総合計画の策定及び進行管理 (3) 重点プロジェクトの進行管理 (4) 市長マニフェストに関する事業の進行管理 (5) 「教育大綱」の進行管理</p>
2 会議の運営	<p>都市経営会議、都市経営執行会議、戦略会議及び重点プロジェクト会議並びに総合教育会議の開催</p>
3 地域振興の推進及び調整	<p>各種計画の進捗状況管理を行うことにより、地域の振興を図る。</p> <p>(1) 市町村建設計画・過疎地域自立促進計画・辺地総合整備計画・地域振興計画の進捗管理 (2) 過疎・離島・半島に関係する構成団体間の連携を図り、国・県への要望活動等を行う。</p>
4 連携中枢都市圏構想の推進	<p>近隣市町との連携中枢都市圏構想の推進を図り、連携中枢都市圏ビジョンの進捗について、事業の実施状況及び成果指標の推移を踏まえ、事業内容の充実を図る。</p>
5 政策評価	<p>市政運営の基本システムとして「政策評価制度」の円滑な推進を図り、より効率的で質の高い行政、市民にわかりやすい行政の実現を目指す。</p>
6 「游学のまち長崎」推進事業	<p>游学のまちづくりに向けた取組み</p> <p>(1) 学生地域連携活動支援事業 「游学のまち de やってみゅーで“U-サポ”」の実施 (2) 游学のまち長崎の情報発信</p>
7 しごと改革	<p>市民起点の意識を持って仕事に取り組む職員の育成及び成果をあげながら成長していく組織(市役所)づくり</p>
8 長崎開港450周年記念事業	<p>長崎開港450周年記念事業の実施に向けた準備や庁内並びに民間団体等との調整</p>

(2) 長崎創生推進室

事 項	内 容
1 まち・ひと・しごと創生総合戦略の総合的な推進	<p>平成28年3月に人口減少の克服と地方創生の実現に向け策定した、「長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進に関する情報等の集約、進行管理、分析、検証、課題抽出等の業務を行う。</p> <p>また、現総合戦略の計画期間が令和元年度に終了するため、令和2年度を開始時期とする次期総合戦略の策定を行う。</p> <p>(1) 総合戦略推進に向けた各施策の進行管理 (2) 国の制度、施策に対応した総合的調整 (3) まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会の運営</p>
2 人口減少の克服と長崎創生の推進	<p>(1) 長崎創生プロジェクト事業認定制度 市民、企業、大学、地域、NPO等と人口減少に対する危機感を共有し、人口減少の克服と長崎創生を図るため、新しいアイデアの実現に向けた自主的かつ主体的な取り組みを支援する。</p> <p>(2) 交流の産業化リーディング事業費補助金 新たな消費の拡大など、「交流の産業化」を推進する民間事業者の取り組みを支援して、成功事例として顕在化させ、波及効果を広げて、「交流の産業化」を加速する。</p> <p>(3) 「人」のまち「ながさき」プロモーション事業 長崎市民の愛する声を集めて、長崎の日常の魅力を発信する「長崎LOVERS プロジェクト」の取り組みを推進し、市民の「シビックプライド」を高めるとともに、新しい長崎ファンをつくって長崎市への新たな来訪者を増やし、ひいては、滞在期間の延長などによる消費拡大に向けた取り組みを進める。</p>
3 婚活支援の充実	<p>結婚の意思を持つ独身男女の希望をかなえられるよう、婚活活動、いわゆる「婚活」を支援し、出会いの場の創出に取り組む。</p> <p>(1) 「ながさきで婚活」応援事業</p>

(3) 移住支援室

事 項	内 容
1 移住・定住促進	<p>人口減少を克服し、新しい人の流れを創出するため、移住定住促進に向けた取り組みを行う。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 移住相談窓口「ながさき移住ウェルカムプラザ」の運営と「ながさき移住サポートセンター」等関係機関と連携した移住支援(2) 移住希望者と企業等との仕事のマッチング(3) 東京都や都市部での移住相談会の実施(4) 移住支援に関する周知・受付

(4) 大 型 事 業 推 進 室

事 項	内 容
1 新庁舎建設の推進	現在の市庁舎は、老朽化や耐震性能の不足、窓口や執務室の分散など、解決を急ぐべき課題を多く抱えていることから、市民が利用しやすく、安全・安心の拠り所となる新たな市庁舎の着実な整備に取り組む。
2 県庁舎跡地活用に係る県との調整	県庁舎跡地は、長崎市にとっても重要な場所であることから、県民・市民にとってより良い活用となるよう、県との調整を図る。

(5) 地域コミュニティ推進室

事 項	内 容
1 地域コミュニティ連絡協議会の 設立支援	(1) 地域コミュニティのしくみづくりについての説明会を開催する。 (2) 「まちづくり計画」の策定のための話し合いの場の開催を支援する。 (3) 地域コミュニティ連絡協議会設立準備委員会に対して、まちづくり計画の策定等にかかる会議、広報、視察等に要する経費を財政的に支援する。 ア 地域コミュニティ連絡協議会設立準備交付金
2 地域コミュニティ連絡協議会の 運営支援	(1) 総合事務所、地域センターと連携し、地域コミュニティ連絡協議会の運営に関する様々な支援を行う。 (2) 地域コミュニティ連絡協議会に対して、まちづくり計画に基づく活動及び運営に係る経費を財政的に支援する。 ア 地域コミュニティ推進交付金
3 人材育成	(1) 地域の担い手などを対象とした講座を開催し、一体的な地域運営に必要なとされる知識やスキル等の習得に向けた支援を行う。 ア わがまちみらいマネジメント講座の開催 イ わがまちみらい情報交換会の開催 ウ 先進地視察 (2) 地域コミュニティ連絡協議会設立に向けたまちづくりを支援する職員の資質向上を図る。 ア 話し合いの場で必要な能力研修 イ 職場内研修
4 地域コミュニティ推進審議会	(1) 地域コミュニティを支えるしくみの推進や地域福祉計画に関して市民から意見聴取を行う。 ア 地域コミュニティ推進審議会

(6) 市民協働推進室

事 項	内 容
1 市民力推進委員会	<p>市民力向上検討会議の報告書に基づき「市民力」の推進や、連携強化に向けて本市が行う各種施策について、市民と行政がともに検討する委員会として運営。</p> <p>委員会の中に、市民活動支援補助金及び、市民活動に係る公募事業の審査、評価等を行う補助金等審査部会等を設ける。</p>
2 市民との協働の推進	<p>(1) 協働推進事業</p> <p>地域の課題解決のため、市民が自ら取り組む市民活動の広がりや、ネットワーク化及び市民と行政との協働が必要であり、それらを推進するための事業を行う。</p> <p>ア ちゃんぼんミーティングの開催</p> <p>イ 協働に関する研修会の実施</p> <p>(2) 協働のまち魅力発信事業</p> <p>ケーブルテレビやホームページ「市民力ネット」などを活用し、協働を分かりやすく市民に広く周知する。</p> <p>(3) 提案型協働事業</p> <p>市民(市民活動団体等)の発想を活かした事業企画を募集し、市民と行政との協働により地域課題の解決を図り、地域活性化につなげるもの。市民と行政が協働で企画した事業について、2回の審査を行い、翌年度実施する事業を採択する。</p>
3 市民活動の支援	<p>市民活動の活性化と充実を図り、市民と行政が一体となった魅力あるまちづくりを推進するために、経済的支援を行う。</p> <p>(1) 市民活動支援補助金</p> <p>ア 市民活動スタート補助金</p> <p>イ 市民活動ジャンプ補助金</p> <p>ウ 市民活動人材育成補助金</p>
4 長崎伝習所	<p>市民と行政との協働によるまちづくりを目指して、市民がテーマを提案し自主的に運営する「塾事業」を展開するほか、「つながり事業」として、若い世代の市民が、まちづくりの様々なテーマに関する思いや考えを語り合いながら企画を検討し、その企画を実践する講座を開催する。</p>
5 市民活動センターとの調整	<p>平成30年度から指定管理者制度を導入し、様々な分野の市民活動団体やボランティアなど、非営利で公益的な活動をしているの方々のための拠点施設として開放し、市民活動の活性化を図る。</p>

(7) 財 政 課

事 項	内 容
1 第四次総合計画及び重点プロジェクトと連動した予算編成	<p>第四次総合計画を着実に推進するため、重点プロジェクトをはじめとして、部局ごとの重点化方針・重点的施策などと連動した予算編成を行い、今後の市政発展と課題解決に向けた取り組みを一層強化する。</p> <p>中期的には大型事業が集中する見込みであることから、中長期財政シミュレーションの時点修正を適切に行いながら、健全で持続可能な行財政運営に努める。</p>
2 行財政改革の推進	<p>健全な財政基盤を確立するとともに、将来にわたり安定した市民サービスを提供していくため、行財政改革プランを策定し着実な推進を図る。</p>

(8) 世界遺産推進室

事 項	内 容
1 構成資産の調査・整備	<p>世界遺産として適切に構成資産等を保全し価値を後世に伝えるため、保全のための調査・整備に取り組む。</p> <p>(1)「明治日本の産業革命遺産」</p> <p>ア 端島炭坑跡護岸・建築物の保全にかかる調査</p> <p>イ 端島炭坑跡護岸・建築物の修復工法の検討及び整備</p> <p>(2)「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」</p> <p>ア 構成資産モニタリングカルテ作成</p> <p>イ 関連資産の整備事業及び石積み(ネリベイ)建物修理</p>
2 来訪者受入態勢の充実及び世界遺産価値の理解促進	<p>来訪者の満足度向上を目指し、更なる受入態勢の充実を図るとともに、周知啓発等を行い、世界遺産価値の理解促進を図る。</p> <p>(1)「明治日本の産業革命遺産」</p> <p>ア 世界遺産周知用リーフレットの印刷</p> <p>イ 長崎エリアガイドマップ印刷</p> <p>(2)「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」</p> <p>ア 構成資産説明板の設置</p> <p>イ 重要文化的景観説明板の設置</p> <p>ウ 歩行者ルートの整備</p>
3 国及び関係縣市町等との連携	<p>世界遺産の保全及び周知啓発のため、国、関係縣市町及び関係機関と連携して取り組む。</p> <p>(1)「明治日本の産業革命遺産」</p> <p>ア 世界遺産協議会(8 県 11 市)</p> <p>イ 専門家委員会</p> <p>ウ 産業遺産国民会議</p> <p>エ 長崎地区管理保全協議会</p> <p>オ 世界遺産の保全にかかる三者会議(三菱、県、市) 等</p> <p>(2)「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」</p> <p>ア 世界遺産縣市町調整会議</p> <p>イ 世界遺産保存活用協議会</p> <p>ウ 長崎県世界遺産保存活用県民会議 等</p>

4 長崎市第五次総合計画の策定について

(1) 総合計画の構成と期間

基本構想、基本計画及び実施計画の三層構造とする。

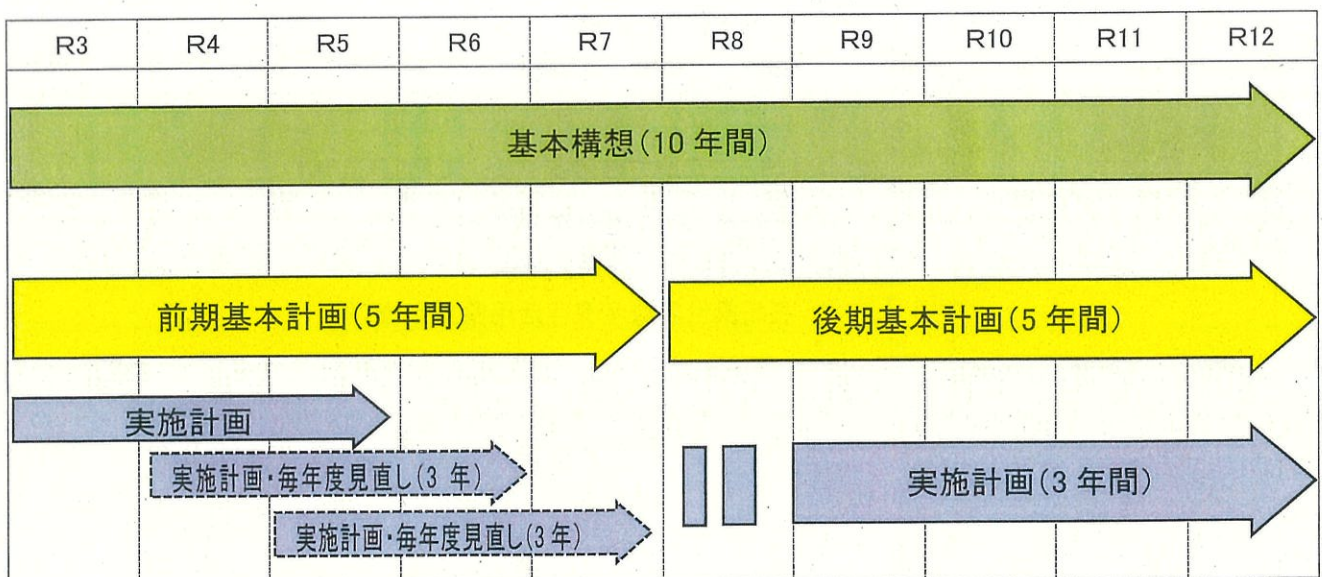
計画の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間、基本計画については社会情勢の変化等に対応するため5年ごとに見直すこととし、前期・後期で計画を定める。

また、実施計画については3年計画とし、主要な事業について具体的な計画を定め、事業の効果を見ながら毎年度見直すこととする。

【図1】総合計画の構成

	【基本構想】 長崎市における将来の都市像やこれを達成するためのまちづくりの方針などを定めたもの。	・将来の都市像 ・まちづくりの方針
	【基本計画】 基本構想において定めたまちづくりの方針の目的などを達成するための各種施策を体系づけるもの。	・基本施策 ・個別施策
	【実施計画】 基本計画において定めた各種施策の目的を達成するための具体的な事業計画を示す行財政運営の指針となるもの。	・3年間の事業計画

【図2】総合計画の期間



(2) 総合計画策定の経緯及び必要性

ア 総合計画策定の経緯

平成 23 年 5 月 2 日 「地方自治法の一部を改正する法律」公布
第2条第4項の削除

⇒基本構想の法的な策定義務が削除された。

⇒総合計画の策定及び議会の議決については市の独自の判断に委ねられた。

【参考】

改正前地方自治法

第 2 条 第 4 項

「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」⇒ 削除

イ 総合計画の必要性

(ア) 市政運営上の最上位計画として、各部局が横断的に取り組むための市政全般を網羅した指針が必要である。

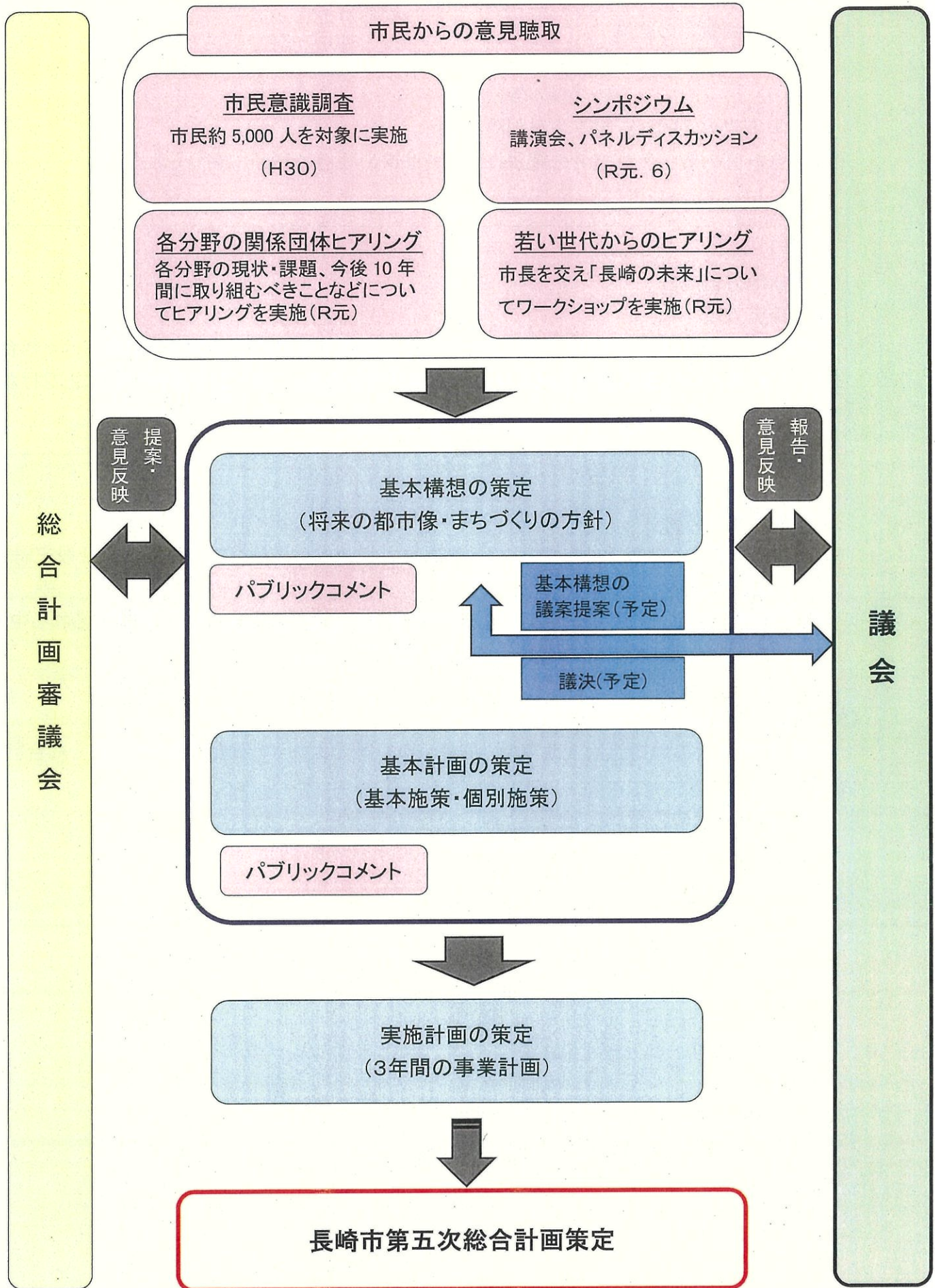
(イ) 市民、企業、市民活動団体などあらゆる主体と協働によるまちづくりが求められる中で、一体となって取り組むための共通の指針が必要である。

(3) 策定の手続き

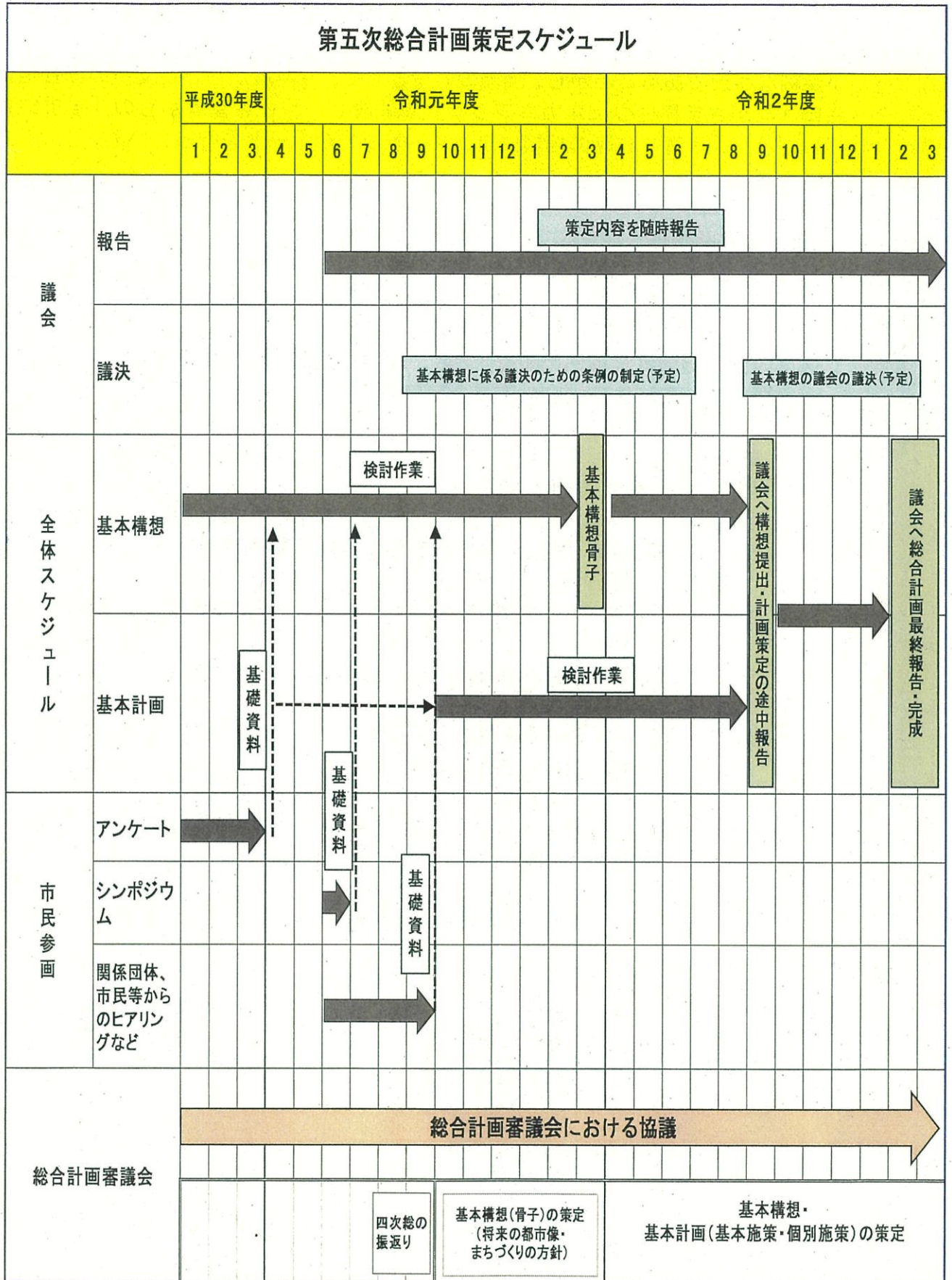
平成 23 年 5 月の地方自治法改正前と同様、基本構想について議会の議決を経て、総合計画を策定したい。

今後、議決のための条例の制定などについて検討する。

(4) 総合計画策定の流れ



(5) 策定スケジュール



5 ながさき移住ウェルカムプラザについて

(1) 概要

平成 30 年の人口の社会動態において、若年層の転出超過を要因とする人口減少が深刻な状況であることから、喫緊の対策として、今年度から移住支援の総合相談窓口「ながさき移住ウェルカムプラザ」を開設し、移住希望者からの「すまい」「しごと」「子育て」等の相談にワンストップでサポートを行っている。

ア 運営体制等

(ア) 業務開始日 平成 31 年 4 月 26 日

(イ) 設置場所 ホテルニュー長崎 1 階

(ウ) 相談時間 10 時～18 時 ※土日祝日開所（年末年始、水曜日休み）

(エ) 体制 相談員 3 名※を配置

※【内訳】相談員（再任用職員）2 名、就職相談員（嘱託職員）1 名

必要に応じて移住支援室の職員も窓口対応する。

イ 主な業務の内容

(ア) 移住全般に関する相談対応

- ・ 移住希望者からの「すまい」「しごと」「子育て」等の相談対応、情報提供
- ・ 東京都や福岡市、大阪市など都市部における移住相談会（全 17 回予定）への参加、相談対応
- ・ お盆、年末年始の帰省者等をターゲットとした PR の実施

(イ) すまいのサポート

- ・ 市内物件情報の提供や地域の案内、空き家バンクの物件の現地案内

(ウ) しごとのサポート

- ・ 就職相談員による移住希望者との仕事のマッチング
- ・ ハローワーク等の求人情報の案内
- ・ 企業訪問を通じた求人情報の収集
- ・ ながさき移住サポートセンター（県）やその他関係機関との連携によるマッチング情報の交換

(エ) 子育てのサポート

- ・ 保育所の空き情報や各地域の学校情報の提供

【外観写真】



【内観写真】



(2) 移住者数の月別比較表 (平成 28～令和元年度)

年度 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成 28 年度(人)	8	10	4	7	3	6	0	8	4	5	5	15	75
(相談件数[件])	(5)	(6)	(7)	(0)	(7)	(9)	(41)	(9)	(11)	(6)	(15)	(10)	(126)
平成 29 年度(人)	11	3	6	5	0	7	10	6	3	1	8	14	74
(相談件数[件])	(6)	(6)	(5)	(9)	(5)	(14)	(6)	(5)	(4)	(15)	(17)	(111)	(203)
前年度比(倍) (H29/H28)	1.38	0.30	1.50	0.71	-	1.17	-	0.75	0.75	0.20	1.60	0.93	0.99
平成 30 年度(人)	7	4	8	5	10	9	3	2	13	14	2	15	92
(相談件数[件])	(18)	(23)	(13)	(29)	(55)	(45)	(40)	(29)	(37)	(48)	(36)	(27)	(400)
前年度比(倍) (H30/H29)	0.64	1.33	1.33	1.00	-	1.29	0.30	0.33	4.33	14.00	0.25	1.07	1.24
令和元年度(人)	18	11											29
(相談件数[件])	(37)	(74)											(111)
前年度比(倍) (R1/H30)	2.57	2.75											0.32

※ 5月末現在

令和元年度目標値 200 人

目標対前年度比 2.18 倍

(3) 移住者の内訳（令和元年4～5月）

UIターン	Uターン		Iターン	
	世帯数 (世帯)	人数(人)	世帯数 (世帯)	人数(人)
	5	8 (27.6%)	10	21 (72.4%)
都道府県別	東京都	2 4 (13.8%)	福岡県	2 5 (17.2%)
	広島県	1 2 (6.9%)	千葉県	1 4 (13.8%)
	埼玉県	1 1 (3.4%)	神奈川県	1 3 (10.3%)
	大阪府	1 1 (3.4%)	京都府	1 2 (6.9%)
			広島県	1 2 (6.9%)
			高知県	1 2 (6.9%)
			北海道	1 1 (3.4%)
			山口県	1 1 (3.4%)
		宮崎県	1 1 (3.4%)	
年代別	70歳以上	1 (3.4%)	70歳以上	2 (6.9%)
	60歳代	1 (3.4%)	60歳代	3 (10.3%)
	50歳代	1 (3.4%)	50歳代	3 (10.3%)
	40歳代	2 (6.9%)	40歳代	0 (0.0%)
	30歳代	0 (0.0%)	30歳代	5 (17.2%)
	20歳代	0 (0.0%)	20歳代	3 (10.3%)
	20歳未満	3 (10.3%)	20歳未満	5 (17.2%)
性別	男性	5 (17.2%)	男性	12 (41.4%)
	女性	3 (10.3%)	女性	9 (31.0%)

※ () 内のパーセントは、各項目の人数が移住者全体に占める割合である。

(4) 移住の主な理由

ア Uターンの主な理由

- ・長崎市出身者でこれまで関東や大阪に住んでいたが、長崎市は地震のリスクが少ないため（大阪府）
- ・長崎市出身者であり、長崎市、諫早市もしくは大村市への移住を考えていたところ、仕事や子育て環境が良好な長崎市内中心部で希望の物件が見つかったため（広島県）
- ・外資系企業に勤務していたが、これまでの仕事のキャリアを活かして、出身地である長崎市に貢献したいと考えていたところ、長崎市内の企業に採用されたため（東京都）

イ Iターンの主な理由

- ・観光で何度も来るうちに長崎市が気に入り、長崎市で創業するため（広島県）
- ・長崎市で子育て中の一人娘の近くに住むため（京都府）
- ・長崎市に移住した友人から長崎市への移住を勧められたため（千葉県）